

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年9月18日

福井県吉田郡永平寺町長

河合 永充

永平寺町条例第23号

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例(平成18年永平寺町条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「一般職の職員等」を「永平寺町一般職の職員」に、「(同法)」を「(法)」に、「及び同法第22条の2第1項第2号」を「並びに法第22条の2第1項第1号及び第2号」に改め、「除く。)」の次に「及び法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員」を加える。

第2条第2号中「扶養親族」を「遺族」に改め、「孫」の次に「、祖父母」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 旅行役務提供者 旅行者(旅行者等(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第2条第8号に規定する旅行者等をいう。)以下この号において同じ。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第1項中「し、又は赴任」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張のため国内又は国外旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合には、当該職員

(2) 職員が出張のため国内又は国外旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、旅費を支給しない。

第3条第4項中「及び第2項」を「、第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 職員以外の者が、町の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

第3条に次の3項を加える。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることのできる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項中「前条第1項の規定による旅行は、町長」を「次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により町長」に、「受けたもの」を「受けた者」に、「旅行命令によって」を「旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令を変更(取消しを含む。以下同じ。)する場合には」を「旅行命令等を変更する必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には」に、「同条第2項」を「第2項」に、「旅行者は、申請」を「旅行者の申請」に、「基づき」を「より」に改め、同条第4項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に、「旅行命令簿に記載して」を「旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に必要な事項を記載して、これを当該旅行者に提示して」に改める。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「旅行命令に」を「旅行命令等(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「受けなければならない」を「しなければならない」に改め、同条第2項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改め、同条第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項を削る。

第7条本文中「最も」を「旅行に要する実費を弁償するものとして規則で定める種目及び内容に基づき最も」に改め、「の旅費」を削り、同条ただし書中「経済的の経路又は方法によって」を「経済的な通常の経路又は方法により」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条 私事のため在勤地又は出張以外の地に居住し、又は滞在する者がその居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第9条 削除

第10条第1項中「旅費の支給を受けようとする」を「旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする」に改め、「及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者」を削り、「しようとするもの」を「しようとする者又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「に旅費若しくは旅費に相当する金額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料(以下この条において「資料」という。)を添えて、これ」を加え、「支払をするもの」を「支払をする者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条から第14条までを次のように改める。

(外国旅行の旅費)

第11条 職員が公務のため外国旅行をする場合には、その職員に対し、国家公務員の例に準じ、旅費を支給する。

(旅費調整)

第12条 町長は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 町長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、協議の上旅費を支給することができる。

3 職員が公務上の必要により町長、副町長、教育長又は町長の指定する者(以下「特別職等」という。)に随行した場合で、旅行命令権者が特に必要と認めたときは、当該特別職等の職員と同額の旅費を支給することができる。

4 町長は、必要がある場合には、旅費の定額を減じ、又はその全部若しくは一部を支給しないことができる。

(旅費の返納)

第13条 支出担当職員は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当職員は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を

差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条から第20条までを削る。

第21条の前の見出し及び同条を削る。

第22条及び第23条を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年永平寺町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「弁償する費用」を「費用弁償の額」に改め、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は」を削る。

第3条の見出し中「給与及び費用弁償」を「報酬及び費用弁償の額」に改め、同条第1項中「報酬」を「報酬及び費用弁償の額」に改め、「(手当を含む)」を削り、「予算の範囲内において町長が別に定めるその職務相当の額とする」を「規則において定める」に改め、同条第2項を削る。

別表中「永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)第3条に規定する6級に相当する旅費相当額」を「一般職の職員の例による。」に改める。

(経過措置)

3 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。